

第4章 計画の推進方策

1. 数値目標の設定

食育を県民運動として推進するためには、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効です。また、その成果や達成度を客観的に把握できるようにすることが必要です。

このため、数値目標を設定し、食育の取組を推進するものとします。ただし食育はそれぞれの地域において、多様な主体が連携・協力して取り組み実現していくものであるため、目標値の実現に向けた各種の施策については、地域の実態や特性等に十分に配慮しながら推進することとします。

第7章参照

2. 評価（中間評価）

事業が計画に基づいて適切になされたか、また、成果がどの程度上がったかを確認するためには、適切に取組の評価を行うことが必要です。

評価に当たっては、第7章に掲げる数値目標の達成状況の把握に努めつつ、また、時代の変化や食をめぐるその他の状況などを踏まえながら、行うものとします。そのうえで、取組の手法、推進体制、進行管理などについて、妥当性を検証します。

計画期間の中間年となる平成21年度において、本計画の達成状況について、中間評価を行います。この評価結果を踏まえ、平成23年度の目標達成に向けて、以後の手法や体制を改善することとします。

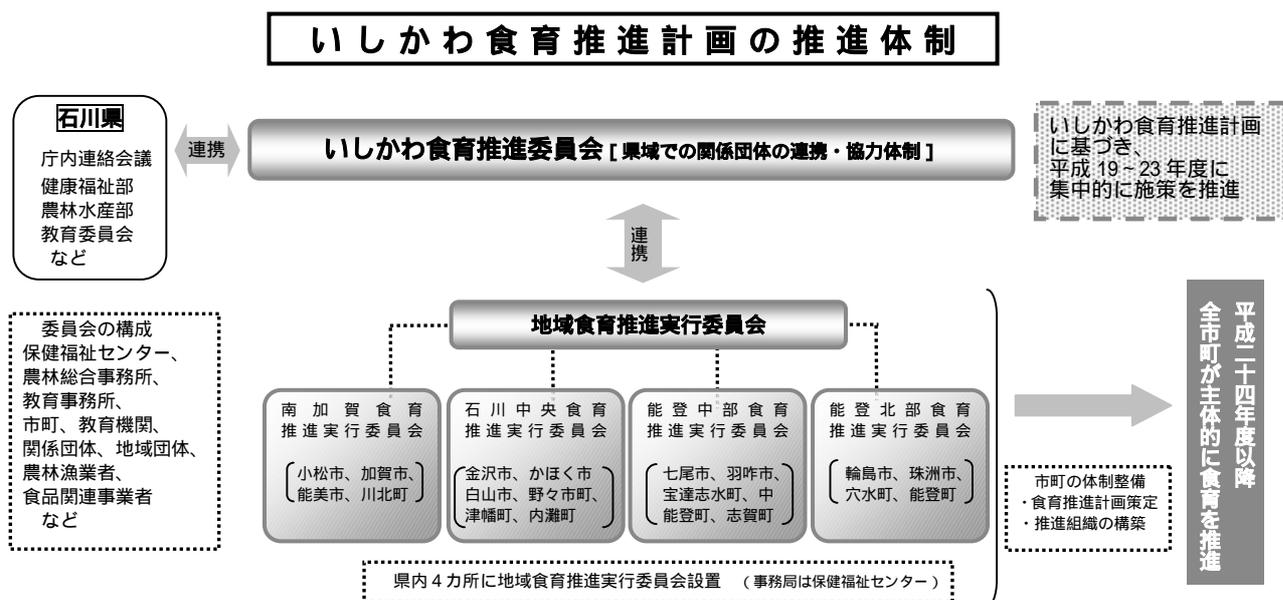
評価の結果等は、ホームページ等によりわかりやすく県民に公表し、県民と結果を共有することにより、食育についての自主的な取組の一層の促進を図ります。

3. 推進体制

「いしかわ食育推進委員会」を設置し、本計画に基づく食育の取組について、関係者の連携・協力を図るとともに、計画の進捗状況の把握や評価を行います。この委員会は、「いしかわ食育推進計画（仮称）検討会議」を発展的に解消して組織することとし、学識経験者、食関連団体などから構成します。

「地域食育推進実行委員会」を設置し、地域における関係者の連携・情報交換の円滑化を図るとともに、本計画に基づく地域版・家庭版食育推進計画の策定の促進、地域の食育運動の推進、学校・保育所・幼稚園などの食育の支援を行い、地域を挙げた食育の実践を加速します。

「いしかわ食育推進庁内連絡会議」を設置し、庁内の関係部局の連携を図りながら、食育に関する施策を積極的に推進します。



4 . 各主体の役割

(1) 県

本計画に基づき、県内の食をめぐる課題に適切に対応して、各種の施策を展開することにより、食育を強力に推進します。

食に関する調査を行い、県内の食に関する状況を適切に把握し、その成果については速やかに公表し、県内の食育事業に活用します。

各種媒体やイベントなどの機会を活用し、県民に対し食育の推進について啓発を行います。

県内の事業者や団体による自主的な食育活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、専門家の派遣、情報の提供など適切に支援を行います。

(2) 市町

県の食育推進計画を基本として、市町食育推進計画を早期に策定するものとします。

市町食育推進計画に基づき、関係団体等との協力・連携を図り、管内における食育推進事業を積極的に推進するものとします。

市町においては、本計画に基づく地域食育推進実行委員会と連携を図りつつ、食育推進体制を速やかに構築することとし、本計画の期間が満了する平成24年度以降、市町が主体となり食育を推進するよう努めるものとします。

(3) 家庭

本計画に基づいて実施される各種の食育活動に積極的に参加することにより、食育の意義や必要性の理解を深め、家庭においてその実践に努めるものとします。

す。

(4) 学校、保育所、幼稚園など

地域の食関連の事業者・団体と連携し、子どもに対する食育を積極的に実施するとともに、家庭との連携が図れるよう、その保護者に対しても適切に働きかけを行うものとします。

(5) 関係団体、農林漁業者、食品関連事業者、食関係のボランティアなど

県民に対し、食の大切さを再認識できるよう、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、家庭で適切に食育が行われるよう、その支援に努めるものとします。

学校、保育所、幼稚園などが行う食育の内容を充実させるため、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、その支援に努めるものとします。

食生活は、地域で育まれてきた食文化を反映し、また、個人の自由な判断と選択に委ねられるものであることから、身近な地域で自主的に取組が行われることが大切であり、関係者が地域の実情に即して計画的に食育の実践に努めるものとします。